

裁 決 書

広裁(法)令5第3号

令和5年12月14日

国税不服審判所長 伊藤



審査請求人

所在地

名称

代表者

原処分庁

原処分

令和4年12月27日付でされた次の各処分

- 1 平成30年1月1日から平成30年12月31日までの事業年度の法人税の更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分
- 2 平成30年1月1日から平成30年12月31日までの課税事業年度の地方法人税の更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分

上記審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

審査請求をいずれも棄却する。

理 由

1 事実

(1) 事案の概要

本件は、宗教法人である審査請求人（以下「請求人」という。）が所有していた車両を売却したことについて、原処分庁が、法人税法上の公益法人等が行う収益事業（物品販売業）に該当するとして法人税等の更正処分等をしたところ、請求人が、その認定に誤りがあるとして、原処分の全部の取消しを求めた事案である。

(2) 関係法令等

イ 法人税法（平成31年法律第6号による改正前のもの。以下同じ。）第2条《定義》第6号は、公益法人等とは、別表第二に掲げる法人をいう旨規定しており、同表は、公益法人等の一つとして、根拠法を宗教法人法とする宗教法人を掲げている。

ロ 法人税法第2条第13号は、収益事業とは、販売業、製造業その他の政令で定める事業で、継続して事業場を設けて行われるものをいう旨規定している。

ハ 法人税法第4条第1項本文は、内国法人は、この法律により、法人税を納める義務がある旨規定し、同項ただし書は、公益法人等については、収益事業を行う場合に限る旨規定している。

ニ 法人税法第7条《内国公益法人等の非収益事業所得等の非課税》は、内国法人である公益法人等の各事業年度の所得のうち収益事業から生じた所得以外の所得については、各事業年度の所得に対する法人税を課さない旨規定している。

ホ 法人税法施行令第5条《収益事業の範囲》第1項は、法人税法第2条第13号に規定する政令で定める事業は、第1号から第34号までに掲げる事業（その性質上その事業に付随して行われる行為を含む。）とする旨規定し、同項第1号は物品販売業を掲げている。

ヘ 法人税基本通達15-1-4《事業場を設けて行われるもの》は、法人税法第2条第13号の「事業場を設けて行われるもの」には、常時店舗、事務所等事業活動の拠点となる一定の場所を設けてその事業を行うもののほか、必要に応じて随時その事業活動のための場所を設け、又は既存の施設を利用してその事業活動を行うものが含まれる。したがって、移動販売、移動演劇興行等のようにその事業活

動を行う場所が転々と移動するものであっても、「事業場を設けて行われるもの」に該当する旨定めている。

ト 法人税基本通達15-1-5《継続して行われるもの》は、法人税法第2条第13号の「継続して……行われるもの」には、各事業年度の全期間を通じて継続して事業活動を行うもののほか、例えば土地の造成及び分譲、全集又は事典の出版等のように、通常一の事業計画に基づく事業の遂行に相当期間を要するものが含まれることに留意する旨定めている。

(3) 基礎事実

当審判所の調査及び審理の結果によれば、以下の事実が認められる。

イ 請求人について

請求人は、宗教法人法の規定に基づき設立された宗教法人であり、法人税法第2条第6号に規定する公益法人等である。

請求人は、「[REDACTED]の教義に基づき、弘教および儀式行事を行ない……世界平和の実現と文化の向上に貢献すること」を目的としており、その目的達成に資するために墓地経営を行い、公益事業以外の事業として物品販売業（墓石、花等）、席貸業及び飲食業を行うこととされている。

ロ 請求人による車両等の取得について

請求人は、平成18年3月頃、[REDACTED]から、同人が所有する車両計40台を寄附する旨の申出を受けて、当該各車両（以下「本件各車両」という。）を無償で譲り受けた。本件各車両の多くは、年式が古く、また希少価値を有する、いわゆるクラシックカーであった。

また、請求人は、従前「[REDACTED]」として使用され、本件各車両が保管されていた[REDACTED]に所在する建物（以下「本件建物」という。）も併せて譲り受け、平成18年3月22日付で請求人に所有権の移転登記がされた後、本件各車両の保管場所として、その後も継続して使用していた。

ハ 請求人による車両の売却について

請求人は、平成30年6月13日、中古車両販売業者である[REDACTED]（以下「[REDACTED]」という。）に対して、本件各車両のうち[REDACTED]（以下「本件車両」という。）を[REDACTED]で売却した（以下、当該売却行為を「本件行為」という。）。

(4) 審査請求に至る経緯

イ 請求人は、平成30年1月1日から同年12月31日までの事業年度（以下「本件事業年度」という。）の法人税について、青色の確定申告書に別表1の「確定申告」欄のとおり記載して、法定申告期限までに申告した。

また、請求人は、平成30年1月1日から同年12月31日までの課税事業年度（以下「本件課税事業年度」という。）の地方法人税について、青色の確定申告書に別表2の「確定申告」欄のとおり記載して、法定申告期限までに申告した。

なお、請求人は、本件事業年度の法人税の確定申告に当たり、収益事業に係る当期利益の全額について法人税法第37条《寄附金の損金不算入》第5項の規定（以下、同項の規定により、その収益事業に係る寄附金の額とみなされたものを「みなし寄附金の額」という。）などを適用して所得金額及び納付すべき税額を算定した。

ロ 原処分庁は、令和4年12月27日付で、原処分庁所属の調査担当職員（以下「本件調査担当職員」という。）による調査に基づき、本件行為が法人税法施行令第5条第1項第1号に規定する「物品販売業」に該当し、法人税法第2条第13号に規定する「収益事業」に該当するなどとして、別表1及び別表2の各「更正処分等」欄のとおり、本件事業年度の法人税及び本件課税事業年度の地方法人税の各更正処分をするとともに、過少申告加算税の各賦課決定処分をした。

ハ 請求人は、令和5年1月16日、これらの各処分に不服があるとして、審査請求をした。

2 争点

本件行為は、法人税法第2条第13号に規定する「収益事業」に該当するか否か。

3 争点についての主張

原処分庁	請求人
<p>(1) 法人税法施行令第5条第1項第1号に規定する「物品販売業」の該当性について</p> <p>本件行為は、本件車両を販売（売買）し、対価を得ているものであるか</p>	<p>(1) 法人税法施行令第5条第1項第1号に規定する「物品販売業」の該当性について</p> <p>本件行為は、請求人が、本件各車両を後世に残すために、本件各車両の維</p>

原 処 分 庁	請 求 人
<p>ら、財貨の移転が財産権等の対価の支払として行われる性質のものといえる。</p> <p>また、本件車両のようなクラシックカーの売買については、事業者間売買のほか、オークションによる売買など世界的な市場が形成されているから、クラシックカーを多数所有し、これらを随時販売することは、公益法人等以外の法人の一般的に行う事業と競合するものであることは明らかである。</p> <p>さらに、本件行為の内容、態様等を見ると、請求人は、①物品販売業の事業を行うことを目的とする宗教法人であること、②骨董的価値を有するクラシックカーを50台以上所有していたこと、③本件建物及び本件各車両を取得した以降も車両を随時取得するとともに、それらの請求人が取得した各車両について、その一部は多額の修理費や復元費用をかけて付加価値を高め、また、主に本件建物において時の経過による減耗が生じないように継続的に必要な維持管理をしていたこと、④本件車両のほか、少なくとも2台の車両を売却するなど、随時、車両の売買を行っていたことからすると、古物商（中古自動車を取り扱う自動車商）のごとく</p>	<p>持管理を行うこと及び当該管理に係る資金が必要であったことから、単発の取引として行ったものであり、継続して行ったものではない。</p> <p>また、販売業というためには、売主が一般顧客に対して物品等を販売するという意思表示がなされ、対象となる物品等に値札等の売買金額が表示されるのが一般的であるところ、請求人は、本件建物において保管されていた各車両について、一般顧客に対して車両を販売する旨の意思表示をしておらず、販売価格の表示もしていない。</p> <p>原処分庁は、「原処分庁」欄の(1)の④において、請求人が本件車両のほか少なくとも2台の車両を売却した旨を主張しているが、この2台の車両の売却は請求人が行ったものではなく、[REDACTED]が請求人に無断で行ったものである。</p> <p>したがって、本件行為は、法人税法施行令第5条第1項第1号に規定する「物品販売業」に該当しない。</p>

原 処 分 庁	請 求 人
<p>古物（クラシックカー）を購入、保管し、（定期的ではなく）随時販売する事業と何らその内容及び態様が変わるものではない。</p> <p>したがって、本件行為は、法人税法施行令第5条第1項第1号に規定する「物品販売業」に該当する。</p> <p>(2) 法人税法第2条第13号に規定する「継続して事業場を設けて行われるもの」の該当性について</p> <p>イ 請求人は、上記「原処分庁」欄の(1)の③のとおり、本件建物及び本件各車両を取得した以降も車両を随時取得するとともに、それらの請求人が取得した各車両について、その一部は多額の修理費や復元費用をかけて付加価値を高め、また、主に本件建物において時の経過による減耗が生じないよう継続的に必要な維持管理をしていたことからすれば、本件各車両を取得した以降の維持管理の期間は、請求人が取得した各車両の売却に至るまでの準備期間というべきであり、全体として本件行為には物品販売業としての継続性があるというべきである。</p> <p>ロ 請求人は、上記「原処分庁」欄の(1)の③のとおり、請求人が取得し</p>	<p>(2) 法人税法第2条第13号に規定する「継続して事業場を設けて行われるもの」の該当性について</p> <p>イ 請求人は、上記「請求人」欄の(1)のとおり、本件各車両を後世に残すために維持管理を行っていたのであり、売却可能な状態を保つために行っていたものではないのであるから、本件行為は継続して行われるものに該当しない。</p> <p>ロ 請求人は、上記「請求人」欄の(1)のとおり、本件建物において保</p>

原 処 分 庁	請 求 人
<p>た各車両について、主に本件建物において時の経過による減耗が生じないよう継続的に必要な維持管理をしていたのであるから、本件建物は、本件行為による事業にとって拠点となるべき場所であったと認めるのが相当である。</p> <p>ハ したがって、本件行為は、法人税法第2条第13号に規定する「継続して事業場を設けて行われるもの」に該当する。</p> <p>(3) まとめ</p> <p>以上のことからすれば、本件行為は、法人税法第2条第13号に規定する「収益事業」に該当する。</p>	<p>管されていた各車両について、一般顧客に対して車両を販売する旨の意思表示をしておらず、販売価格の表示もしていないのであるから、本件建物は、本件各車両などのクラシックカーを展示する場所にすぎず、車両を売却するための事業場には当たらない。</p> <p>ハ したがって、本件行為は、法人税法第2条第13号に規定する「継続して事業場を設けて行われるもの」に該当しない。</p> <p>(3) まとめ</p> <p>以上のことからすれば、本件行為は、法人税法第2条第13号に規定する「収益事業」に該当しない。</p>

4 当審判所の判断

(1) 法令解釈

- イ 法人税法施行令第5条第1項第1号に規定する物品販売業とは、動産である物品を有償かつ継続して販売する事業をいうものと解される。
- ロ 法人税法が、公益法人等の所得のうち収益事業から生じた所得について、同種の事業を行うその他の内国法人との競争条件の平等を図り、課税の公平を確保するなどの観点からこれを課税の対象としていることに鑑みれば、宗教法人の行う外形的に物品販売業の形態を有する事業が法人税法施行令第5条第1項各号に掲げる事業に該当するか否かについては、事業に伴う財貨の移転が物品販売の対価の支払として行われる性質のものか、それとも物品販売の対価でなく喜捨等の性格を有するものか、また、当該事業が宗教法人以外の法人の一般的に行う事業と競合するものか否か等の観点を踏まえた上で、当該事業の目的、内容、態様等の諸事情を社会通念に照らして総合的に検討して判断するのが相当である。

ハ 法人税基本通達15-1-4は、法人税法第2条第13号の「事業場を設けて行われるもの」には、常時店舗、事務所等事業活動の拠点となる一定の場所を設けてその事業を行うもののほか、必要に応じて随時その事業活動のための場所を設け、又は既存の施設を利用してその事業活動を行うものが含まれる旨定め、同通達15-1-5は、法人税法第2条第13号の「継続して……行われるもの」には、各事業年度の全期間を通じて継続して事業活動を行うもののほか、例えば土地の造成及び分譲、全集又は事典の出版等のように、通常一の事業計画に基づく事業の遂行に相当期間を要するものが含まれる旨定めているところ、これらの取扱いは、法人税法第2条第13号の規定に照らし、当審判所においても相当と認められる。

(2) 認定事実

請求人提出資料、原処分関係資料並びに当審判所の調査及び審理の結果によれば、以下の事実が認められる。

イ 本件各車両等に係るの裁量について

請求人は、平成18年3月頃に本件各車両及び本件建物を譲り受けているところ、これらを取得した以降に、請求人では車両の管理ができないため、
 であり、いわゆるクラシックカーの維持管理に精通していた
 に対して、本件建物内で保管する各車両及び本件建物の鍵を預けて、本件各車両等の日常的な管理を行わせていたほか、車両の修理等の実施及び新規車両の購入等についての裁量を与えていた。

ロ 本件建物について

本件建物は、従前、
 が所有する車両の保管及び展示をする
 として使用されていたが、請求人が本件建物を譲り受けた時点においては、
 としては既に閉館していた。

なお、本件建物は、いわゆるクラシックカーの維持管理に必要な空調設備を有しており、請求人は、本件建物を取得した以降、本件建物及び当該空調設備に係る諸費用を負担していた。

また、本件調査担当職員が本件建物を訪れた時点においては、本件建物内には、一般顧客に対して車両を販売する旨の意思表示及び販売価格の表示はされておらず、建物内に存在した47台の車両は、自動車登録番号標のない車両がほとんどであり、自動車登録番号標のある11台の車両も含めてビニールシートで覆われるな

ど、請求人が日常的に使用できない状態で保管されていた。

ハ 請求人が取得した各車両について

(イ) 本件車両について

本件車両は、[]の自動車メーカーである[]が製造した「[]」というモデルの車両であるところ、これと同モデルの車両は、[]が製造されたのみであり、その後は同モデルの車両は製造されていない。

なお、本件車両の価額は、本件各車両を請求人が譲り受けた時点においては、200,000,000円であった。

また、本件車両の経年劣化等した部分は、本件行為までに復元されていたところ、いわゆるレストアと呼ばれるこのような復元作業は、車両の故障箇所の修理とは異なり、車両が製造された時の状態に近づけるためのものであった。

(ロ) 本件各車両以外の新たな車両の購入について

請求人は、本件調査担当職員による調査において、令和3年10月4日付で、請求人が所有する車両のリストを原処分庁に提出しているところ、本件各車両を含む当該リストに記載された57台の車両の多くは、年式が古く、また希少価値を有する、いわゆるクラシックカーであった。

なお、請求人は、請求人が本件各車両を譲り受けてから当該リストを提出するまでの間に、上記イの裁量に基づく[]の判断により、少なくとも4台の車両を新たに購入した。購入した車両の代金については、請求人において、[]購入費用として平成19年5月22日付で399,396,800円、[]購入費用として令和元年9月26日付で3,888,889円、[]購入費用として同年11月21日付で42,300,000円、[]購入費用として令和3年4月16日付で6,072,400円をそれぞれ支出した。

おって、以下、請求人が所有する上記57台の車両（本件各車両及び請求人が本件各車両を譲り受けた以降に新たに取得したいわゆるクラシックカー等の各車両）を、「本件各所有車両」という。

ニ 本件各所有車両の維持管理の費用について

請求人は、上記イの裁量に基づき本件各所有車両の維持管理を行っていた[]の求めに応じて、車両の修繕費用を支出し、また、レストア費用として、平

成23年2月9日に130,000,000円（当該金額は下記の「車両運搬具その他②」勘定に計上。）を、平成27年3月30日に150,000,000円（当該金額は下記の「車両運搬具■■■■■」勘定に計上。）をそれぞれ支出した。

なお、請求人の令和2年1月1日から同年12月31日までの事業年度の総勘定元帳の「車両運搬具」勘定の期末残高は514,004,707円と記載され、そのうち、「車両運搬具その他①」勘定、「車両運搬具その他②」勘定及び「車両運搬具■■■■■」勘定の各残高は62,271,193円、250,990,489円及び150,000,000円とそれぞれ記載されていた。

ホ 本件行為について

■■■■■は、上記イの裁量に基づき本件各車両等の維持管理を行っていたところ、平成27年頃、請求人へ事前の相談を行うことなく、■■■■■の代表取締役である■■■■■（以下「■■■■■」という。）に、本件車両の取引を持ち掛けた。

請求人は、本件行為の約1か月から2か月前頃、■■■■■から、本件車両を■■■■■程度で売りたい旨の申出を受け、■■■■■に本件車両を売却する理由、売却先及び売却金額の決定の経緯等を確認することなく、■■■■■の判断に基づき売却を承認し、本件行為に至った。

ヘ ■■■■■における本件車両に係る取引等について

(イ) ■■■■■は、平成7年頃から■■■■■と知り合いであったところ、平成27年頃、■■■■■から、本件車両の売却金額を■■■■■と指定されて売却先を探す依頼を受けた後、約3年をかけて、売却条件に見合うアメリカ合衆国の法人を見つけた。

アメリカ合衆国の法人は、本件車両の持ち主が■■■■■であり、同人により本件車両がレストアされたことを前提として■■■■■と交渉し、■■■■■は、本件車両の転売金額を、■■■■■から指定された売却金額に当該売却金額の10%を上乗せした■■■■■として交渉をまとめた。

(ロ) ■■■■■は、平成30年6月2日、アメリカ合衆国の法人から派遣された鑑定人による車両確認のため、本件車両を■■■■■の倉庫で預かった際、■■■■■宛に本件車両の預り書を作成したところ、同月8日、■■■■■から当該預り書の宛名を請求人宛に変えて欲しい旨の依頼を受け、その時に初めて、本件車両の所有者が請求人であることを知った。

(ハ) ■■■■■は、平成30年6月13日、請求人から本件車両を購入して本件車両を上記(イ)のとおり転売し、同日、■■■■■名義の預金口座に本件車両の売却代金として■■■■■の振込入金を受けた後、■■■■■を出金するとともに、請求人が指定した請求人名義の預金口座に同金額の振込送金を行った。

ト 本件車両の売却代金の用途について

請求人は、平成30年6月13日、本件車両の売却代金が請求人名義の預金口座へ振り込まれた後、当該売却代金と同額を請求人の借入金の返済に充てた。

なお、請求人の借入金は、総勘定元帳の「建設協力金」勘定として計上されているところ、本件事業年度の当該勘定の期末残高（借入金の残高）は3,135,580,523円であった。

(3) 検討

イ 法人税法施行令第5条第1項第1号に規定する「物品販売業」の該当性について

法人税法施行令第5条第1項第1号に規定する物品販売業とは、上記(1)のイのとおり、動産である物品を有償かつ継続して販売する事業をいうところ、本件行為は、本件車両を■■■■■で売却したというものであるから、動産である物品を有償で販売したものであることは明らかであるが、請求人が行ったと客観的に判断できるいわゆるクラシックカーの売却は1台のみであるから、継続して行われたものか否か、すなわち事業としての継続性を有するか否かが問題となる。

そこで、本件行為について、事業としての継続性を有するか否か、すなわち外形的に物品販売業の形態を有するものと認められるか否かを検討した後、上記(1)のロに照らし、本件行為に伴う財貨の移転が物品販売の対価の支払として行われる性質のものか、また、本件行為が宗教法人以外の法人の一般的に行う事業と競合するものであるか等の観点を踏まえて、法人税法施行令第5条第1項に規定する事業に該当するか否かを、以下検討する。

(イ) 本件行為が事業としての継続性を有するか否かについて

請求人が所有する本件各所有車両は、上記1の(3)のロ及び上記(2)のハの(ロ)のとおり、その大多数は年式が古く希少価値を有するいわゆるクラシックカーであること、また、上記(2)のロのとおり、空調設備を有する本件建物内で保管

されているいずれの車両もビニールシートで覆われるなどされ、価値が減耗しないよう保管されており、請求人において日常的に使用できない状態にあったと認められることからすると、請求人が本件各所有車両を日常的に使用するために所有していたとは認められない。

また、本件建物は、上記(2)のロのとおり、本件各車両を請求人が譲り受けた時点においては、 としては既に閉館していたのであるから、請求人が、本件各所有車両を本件建物内で展示するために所有していたものとも認められない。

その一方で、請求人は、上記(2)のロのとおり、車両の維持管理に必要な本件建物等に係る諸費用を負担し、上記(2)のハの(ロ)のとおり、 の判断に基づき、自ら多額の費用を支出して少なくとも4台の車両を取得した上、上記(2)のニのとおり、 の求めに応じて車両の修繕を行い、さらに多額の費用を負担してレストアを施すなどして、車両の価値を高めていたと認められる。

請求人は、上記1の(3)のイのとおり、寺院及び墓地の運営を目的とする宗教法人であり、請求人の寺院等は、 に所在するところ、請求人の寺院等から遠隔地に所在する本件建物及び50台以上のいわゆるクラシックカーを取得した上、継続して本件建物に係る諸費用を負担し、車両の修繕等に多額の費用をかけることは、請求人の財産を目的外に減少させることになるのであるから、単に車両を保有すること自体を目的としていたというには、その規模・金額は不自然であるといわざるを得ない。そして、上記のとおり、請求人が本件各所有車両を日常的に使用するために所有していたとは認められず、また、請求人が本件各所有車両を展示するために所有していたとも認められないところ、ほかに何らかの目的をもって事業活動に使用していたとも認められないことに加えて、請求人は、上記(2)のトのとおり、本件車両の売却代金を借入金の返済に充てていること及び本件事業年度の借入金の期末残高が多額であることを併せ考えると、請求人が、今後も各車両を売却して売却益を得ることは容易に想定される。そうすると、請求人は、本件各所有車両を販売による収益を得る目的で所有していると認めるのが自然である。

したがって、請求人は、販売目的で相当の期間にわたって本件各所有車両を維持管理し、又はレストアにより付加価値を高めつつ保有し、本件車両の売却

条件に見合う売却先を見つけるのに約3年の期間を要して、実際に本件車両を売却したと認められるから、本件行為は、事業としての継続性を有するものといえ、外形的に物品販売業の形態を有するものと認められる。

- (ロ) 本件行為に伴う財貨の移転が物品販売の対価の支払として行われる性質のものか否かについて

請求人は、上記(2)のホ及びへの(ハ)のとおり、本件車両を売却し、その代金として、■■■■■から振込入金により■■■■■を受領している。

また、■■■■■が転売した価格(上記(2)のへの(イ)のとおり)からすれば、請求人が受領した本件車両の対価が時価に比して高額であるとは認められず、その一部でも請求人への喜捨金として支払われたと認められる事情もないから、本件行為に伴う財貨の移転は、その全額が、物品販売の対価の支払として行われる性質のものとするのが相当である。

- (ハ) 本件行為が宗教法人以外の法人の一般的に行う事業と競合するものか否かについて

本件行為は、いわゆるクラシックカーの売却であり、その態様は、この種の車両を扱う中古車両販売業者に対し、売却金額を指定した上で個別に取引を持ち掛け、同業者において転売先を見つけた上で、車両を譲り渡すというものであった。請求人が主張するとおり、本件行為においては、一般顧客に対する販売の意思表示がなされたり、対象となる物品等に値札等の売買金額が表示されたりはしていないが、この種の車両は、その価格自体が変動し得るため客観的な価値の算定が容易ではなく、また、幅広い需要が存在するものでもないことからすると、本件行為のような取引態様は、宗教法人以外の法人が一般的に行う同種事業と異なるものではなく、これらの事業と競合するものであると認められる。

- (ニ) 小括

以上のとおり、本件行為は外形的に物品販売業の形態を有しており、本件行為に伴う財貨の移転は物品販売の対価の支払として行われる性質のものであること、本件行為が宗教法人以外の法人の一般的に行う事業と競合するものであること、さらに、本件行為の目的、内容、売却金額の決め方等の諸事情に基づき総合的に判断すると、本件行為は、法人税法施行令第5条第1項第1号に規

定する「物品販売業」に該当する。

- ロ 法人税法第2条第13号に規定する「継続して事業場を設けて行われるもの」の該当性について

上記イの(イ)のとおり、本件行為には、事業としての継続性が認められる上、販売目的で相当の期間にわたって複数の車両を所有し、価値が減耗しないよう車両を維持管理しながら価値を高めるためのレストアを施す行為は、上記(1)のハの事業の遂行に相当期間を要する事業活動に該当し、本件行為はその事業活動の一環として行われたものといえるのであるから、法人税法第2条第13号に規定する「継続して……行われるもの」に該当する。

また、本件建物は、上記(2)のロのとおり、車両の維持管理に必要な空調設備を有しており、請求人が取得した各車両の保管や維持管理が行われていた場所であり、上記イの(イ)のとおり、それら各車両の保管や維持管理は、展示等を目的としたものではなく、販売目的で車両の維持管理を行っていたものと認められる。

そうすると、本件建物は、上記イの(ニ)の請求人が行う物品販売業の拠点となる場所といえ、本件行為は、上記(1)のハの既存の施設を利用してその事業活動を行うものに該当するから、法人税法第2条第13号に規定する「事業場を設けて行われるもの」に該当する。

これらのことからすると、本件行為は、法人税法第2条第13号に規定する「継続して事業場を設けて行われるもの」に該当する。

ハ まとめ

したがって、本件行為は、物品販売業として継続して事業場を設けて行われるものに該当するから、法人税法第2条第13号に規定する「収益事業」に該当する。

(4) 請求人の主張について

イ 請求人は、上記3の「請求人」欄の(1)のとおり、本件各車両を後世に残すために、本件各車両の維持管理が必要で、そのための資金が必要であったことから、本件行為を単発の取引として行ったものであり、継続して行ったものではない旨、また、本件建物において保管されていた各車両について、一般顧客に対して車両を販売する旨の意思表示をしておらず、販売価格の表示もしていない旨主張する。

しかしながら、本件行為が単発の取引であることを前提としても、上記(3)のイの(イ)のとおり、請求人が対価を得る目的で本件行為を行ったことには変わりがない

く、本件行為が継続してされたものといえることは、上記(3)のロのとおりである。また、本件建物において保管されていた各車両について、一般顧客に対して車両を販売する旨の意思表示をしておらず、販売価格の表示もしていないことが直ちに法人税法施行令第5条第1項第1号に規定する「物品販売業」に該当しないことの根拠となるものでないことは、上記(3)のイの(ハ)のとおりであるから、請求人の主張にはいずれも理由がない。

ロ 請求人は、上記3の「請求人」欄の(2)のイ及びロのとおり、本件各車両を後世に残すために維持管理を行っていたのであり、売却可能な状態を保つために行っていたものではないのであるから、本件行為を継続して行ったものではない旨、また、本件建物は、本件各車両などのクラシックカーを展示する場所にすぎず、車両を売却するための拠点となる場所とはいえない旨主張する。

しかしながら、本件行為が継続して行われたものであること及び本件建物が物品販売業としての本件行為が行われる拠点となる場所であることは、上記(3)のイ及びロのとおりであるから、請求人の主張にはいずれも理由がない。

(5) 原処分 of 適法性について

イ 本件事業年度の法人税の更正処分について

上記(3)のハのとおり、本件行為は法人税法第2条第13号に規定する「収益事業」に該当することから、請求人は本件行為から生じた所得について法人税を納める義務があり、本件事業年度における収益事業の利益は、収益事業以外の事業のために支出した金額としてみなし寄附金の額に該当する。

なお、本件事業年度の法人税の更正処分において、寄附金の損金不算入額の計算における、みなし寄附金の額を、当初申告時の額14,460,700円を除いた [redacted] で計算しているが、正しくは当初申告時の額を含む [redacted] として計算すべきである。これに基づき寄附金の損金不算入額を再計算すると、 [redacted] となることから、当初申告時の額10,921,980円との差額 [redacted] を本件事業年度の所得金額に寄附金の損金不算入額として加算することとなる。

そして、このことを前提に、当審判所において、請求人の本件事業年度の法人税の所得金額及び納付すべき税額を計算すると、別表3の「審判所認定額」欄のとおりとなり、本件事業年度の法人税の所得金額及び納付すべき税額は、いずれ

も本件事業年度の法人税の更正処分の額を上回る。

また、本件事業年度の法人税の更正処分のその他の部分については、請求人は争わず、当審判所に提出された証拠資料等によっても、これを不相当とする理由は認められない。

したがって、本件事業年度の法人税の更正処分は適法である。

ロ 本件課税事業年度の地方法人税の更正処分について

上記イのとおり、本件事業年度の法人税の更正処分は適法であり、このことを前提に、当審判所において、請求人の本件課税事業年度の地方法人税の課税標準法人税額及び納付すべき税額を計算すると、別表4の「審判所認定額」欄のとおりとなり、本件課税事業年度の地方法人税の納付すべき税額は、本件課税事業年度の地方法人税の更正処分の額を上回る。

また、本件課税事業年度の地方法人税の更正処分のその他の部分については、請求人は争わず、当審判所に提出された証拠資料等によっても、これを不相当とする理由は認められない。

したがって、本件課税事業年度の地方法人税の更正処分は適法である。

ハ 過少申告加算税の各賦課決定処分について

上記イ及びロのとおり、本件事業年度の法人税の更正処分及び本件課税事業年度の地方法人税の更正処分はいずれも適法であり、また、当該各更正処分により納付すべき税額の計算の基礎となった事実が当該各更正処分前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて、国税通則法第65条《過少申告加算税》第4項に規定する正当な理由があるとは認められない。

以上に基づいて、当審判所において、本件事業年度の法人税に係る過少申告加算税の額及び本件課税事業年度の地方法人税に係る過少申告加算税の額を計算すると、本件事業年度の法人税に係る過少申告加算税の賦課決定処分の額及び本件課税事業年度の地方法人税に係る過少申告加算税の賦課決定処分の額と同額となる。

したがって、本件事業年度の法人税に係る過少申告加算税の賦課決定処分及び本件課税事業年度の地方法人税に係る過少申告加算税の賦課決定処分はいずれも適法である。

(6) 結論



よって、審査請求は理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり裁決する。

別表 1

審査請求に至る経緯及び内容（法人税）

(単位：円)

項目	区分	確定申告 (青色申告)	更正処分等
年 月 日 等		法定申告期限内	令和4年12月27日
所得金額			
納付すべき税額			
過少申告加算税の額			

別表 2

審査請求に至る経緯及び内容（地方法人税）

(単位：円)

項目	区分	確定申告 (青色申告)	更正処分等
年 月 日 等		法定申告期限内	令和4年12月27日
課税標準法人税額			
納付すべき税額			
過少申告加算税の額			

別表 3

本件事業年度の法人税の所得金額等の計算明細

(単位：円)

項目		区分	原 処 分 額	審 判 所 認 定 額
所 得 金 額		①		
加 算 額	基本財産売却収入	②		
	寄附金の損金不算入額	③		
	小 計 (② + ③)	④		
減 算 額	基本財産売却原価	⑤		
	売 上 原 価	⑥		
	販売費及び一般管理費	⑦		
	寄 附 金 の 認 容 額	⑧		
	繰越欠損金の当期控除額 の 増 加 額	⑨		
	小 計 (⑤ + ⑥ + ⑦ + ⑧ + ⑨)	⑩		
所 得 金 額 (① + ④ - ⑩)		⑪		
納 付 す べ き 税 額		⑫		

(注) 「納付すべき税額」欄の各金額は、国税通則法第119条《国税の確定金額の端数計算等》第1項の規定により100円未満の端数を切り捨てたものである。

別表 4

本件課税事業年度の地方法人税の所得金額等の計算明細

(単位：円)

項目		区分	原 処 分 額	審 判 所 認 定 額
課 税 標 準 法 人 税 額				
納 付 す べ き 税 額				

(注) 1 「課税標準法人税額」欄の各金額は、国税通則法第118条《国税の課税標準の端数計算等》第1項の規定により1,000円未満の端数を切り捨てたものである。
2 「納付すべき税額」欄の各金額は、国税通則法第119条第1項の規定により100円未満の端数を切り捨てたものである。

*